（認定特別事業再編計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十九条　認定特別事業再編計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十六条第一項の変更の認定を要しないものとする。

2　法第二十六条第一項の規定に基づき特別事業再編計画の変更の認定を受けようとする認定特別事業再編事業者は、様式第三十一による申請書（以下この条において「申請書」という。）及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。

3　申請書及びその写しの提出は、認定特別事業再編計画の写し（変更後の特別事業再編計画が新たに法第二条第十二項第二号ハに掲げる事業活動又は特別事業再編に係る資金計画を含むものである場合には、認定特別事業再編計画の写し及び第十七条第三項に規定する書類又は同条第四項各号に掲げる書類）を添付して行わなければならない。

4　第二項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定特別事業再編計画に従って特別事業再編を実施した期間を含め、三年（当該特別事業再編計画に認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる場合にあっては、五年）を超えないものとする。

5　主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十六条第五項において準用する法第二十五条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特別事業再編計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十七条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定特別事業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第26条第1項の規定に基づき認定する。」

6　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十二による通知書を当該認定特別事業再編事業者に交付するものとする。

7　主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第三十三により、当該認定の日付、当該認定特別事業再編事業者の名称及び当該認定特別事業再編計画の内容を公表するものとする。

（認定特別事業再編計画の変更の指示）

第二十条　主務大臣は、法第二十六条第三項の規定により認定特別事業再編計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十四による通知書を当該変更の指示を受ける認定特別事業再編事業者に交付するものとする。

（認定特別事業再編計画の認定の取消し）

第二十一条　主務大臣は、法第二十六条第二項又は第三項の規定により認定特別事業再編計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十五による通知書を当該認定が取り消される認定特別事業再編事業者に交付するものとする。

2　主務大臣は、認定特別事業再編計画の認定を取り消したときは、様式第三十六により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された事業者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

第三節　特例措置

（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例に係る認定の申請）

第二十二条　法第三十条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号若しくは第十四条第三項又は第十七条第二項各号若しくは第十九条第三項の書類に加え、法第三十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる行為又は同条第五項の株式等売渡請求に係る対価の相当性に関する事項を記載した書類を添付しなければならない。

2　主務大臣は、認定計画に法第三十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる行為又は同条第五項の株式等売渡請求に関する内容が含まれている場合には、前項の書類を公表するものとする。

（対象会社の事前開示事項等）

第二十三条　会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第三十三条の七の規定は令第四条の二の規定により読み替えて適用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第百七十九条の五第一項第四号に規定する主務省令で定める事項について、同規則第三十三条の八の規定は法第三十条第五項及び令第四条の二の規定により読み替えて適用する同法第百七十九条の十第一項に規定する主務省令で定める事項について、同規則第三十五条の規定は令第四条の二の規定により読み替えて適用する同法第百八十九条第二項第六号に規定する主務省令で定める権利について、それぞれ準用する。この場合において、同規則第三十三条の七第四号イ中「特別支配株主」とあるのは「特定特別支配株主（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十条第五項の規定により読み替えて適用する法第百五十一条第二項に規定する特定特別支配株主をいう。以下同じ。）」と、同条第五号、同規則第三十三条の八及び第三十五条中「特別支配株主」とあるのは「特定特別支配株主」と読み替えるものとする。

（株式の併合に関する特例に係る認定の申請）

第二十四条　法第三十一条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする事業者は、第十二条第二項各号若しくは第十四条第三項又は第十七条第二項各号若しくは第十九条第三項の書類に加え、資本金、資本準備金又は利益準備金（第一号及び第五十条第二号において「資本金等」という。）の額の減少と同時に行う株式の併合が法第三十一条第一項各号のいずれにも該当することを示す書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容

二　一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容

（会社が発行済株式の全部を有する株式会社に準ずるものとして主務省令で定める法人）

第二十五条　法第三十二条第一項の主務省令で定める法人は、次のいずれかに掲げるものとする。

一　法第三十二条第一項の認定事業者である株式会社が株式の持分の全部を有する法人（株式会社を除く。）又は外国法人

二　法第三十二条第一項の認定事業者である株式会社及び特定完全子法人（当該認定事業者である株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社並びに前号に掲げる法人及び外国法人をいう。以下この号及び次項において同じ。）又は特定完全子法人がその持分の全部を有する法人又は外国法人

2　前項第二号の規定の適用については、同号に掲げる法人又は外国法人は、特定完全子法人とみなす。

（募集事項の通知等を要しない場合）

第二十六条　法第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第二百一条第五項に規定する法第百四十条第二項に規定する主務省令で定める場合は、認定事業者である株式会社が会社法第二百一条第三項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であって内閣総理大臣が当該期日の二週間前の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。

一　金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をする場合における同法第五条第一項の届出書（同法第七条第一項の訂正届出書を含む。）

二　金融商品取引法第二十三条の三第一項の発行登録書及び同法第二十三条の八第一項の発行登録追補書類（同法第二十三条の四第一項の訂正発行登録書を含む。）

三　金融商品取引法第二十四条第一項の有価証券報告書（同法第二十四条の二第一項の訂正報告書を含む。）

四　金融商品取引法第二十四条の四の七第一項の四半期報告書（同条第四項の訂正報告書を含む。）

五　金融商品取引法第二十四条の五第一項の半期報告書（同条第五項の訂正報告書を含む。）

六　金融商品取引法第二十四条の五第四項の臨時報告書（同条第五項の訂正報告書を含む。）